

合併公告

平成 26 年 1 月 17 日

株主及び債権者各位

東京都新宿区大久保一丁目 3 番 21 号
フロイント産業株式会社
代表取締役社長 伏島 巖

当社は、平成 25 年 11 月 25 日開催の取締役会において、平成 26 年 3 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の子会社であるフロイント化成株式会社（本店所在地 埼玉県さいたま市南区沼影二丁目 2 番 10 号）を吸収合併消滅会社として、吸収合併することを決議しましたので、下記のとおり公告いたします。

これにより効力発生日をもって、当社はフロイント化成株式会社の権利義務一切を承継し、フロイント化成株式会社は解散することになります。

なお、本合併は当社においては会社法第 796 条第 3 項に基づき、またフロイント化成株式会社においては会社法第 784 条第 1 項に基づき、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。

また、当社はフロイント化成株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加は行いません。

記

1. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。
2. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出下さい。
3. 会社法第 797 条第 1 項および第 5 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社

金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

フロイント化成株式会社

平成 25 年 4 月 15 日付官報 48 頁（号外第 81 号）に掲載しております。